

令和 4 年 12 月 28 日

日本行政書士会連合会会長 殿

軽自動車検査協会検査部長
(公印省略)

特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る
「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について

令和 5 年 1 月以降の委託申請等については、「特定記録等事務代行等委託要領」（令和 4 年 5 月 20 日付け 2022 軽検検第 74 号、以下「理事長通達」という。）における「特定記録等事務」について別添のとおり運用することとしましたので、傘下会員に周知をお願い致します。

なお、令和 5 年 1 月 4 日以降に提出される委託申請については本通達によるものとしますが、令和 5 年 1 月 4 日までに提出された郵送等オンライン以外の方法による申請で手続きが完了に至っていないもの及び令和 5 年 1 月時点においてオンライン化していない手続きについては当分の間「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」（令和 4 年 5 月 20 日付け 2022 軽検検第 75 号、以下「書面申請通達」という。）によることとします。

また、当該運用につきましては、各事務所長、各支所長及び各分室長並びに国土交通省自動車局整備課長に別紙のとおり通知していることを申し添えます。

特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る
「特定記録等事務代行等委託要領」の運用

理事長通達第5条第1項

- ・ 特定記録等事務の委託を受けようとする者は、委託申請等をオンラインにて処理するためのシステム（「記録事務代行ポータルサイト」、以下「ポータルサイト」という。）により申請を行うこととする。
- ・ 登録自動車に係る事務の委託を受けようとする者が運輸支局長等に対して申請を行う際は、検査対象軽自動車に係る事務の委託を同時に申請することができるものとする（以下「同時申請」という。）。
- ・ 検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けようとする申請をした者は、当該申請による委託を受けるまでの間は、特定変更記録事務の委託申請及び当該申請に含まれない運輸支局長等に対して申請を行うことはできないものとする。

理事長通達第5条第3項

- ・ 既に特定変更記録事務の委託を受けている者又は運輸支局長等から特定記録等事務の委託を受けている者が申請する場合、先に委託を受けた際に付与された委託番号をポータルサイトの様式に入力するものとする。

理事長通達第6条第1項

- ・ 審査は、委託申請の承認・却下・補正指示等を行う専用の web サイト（以下「委託申請審査システム」という。）において行うものとする。
- ・ 同時申請が行われた場合は、運輸支局長等から委託申請審査システムを通じて審査結果が共有される。
- ・ 検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けようとする申請者に対して補正を求める場合、委託申請審査システムを通じて補正すべき理由を記載したうえで「補正指示」を行うものとする。
- ・ 同時申請において「補正指示」が必要な場合は、委託申請審査システムを通じて運輸支局長等に「差戻し」するものとする。
- ・ 検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けようとする申請において、補正内容を確認するとともに、当該補正が適切なものである場合は委託申請審査システムに内容を登録し、申請者に対し、ポータルサイトに登録されたメールアドレスに委託書を添付したメールを送付するものとする。
- ・ 検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けようとする申請については、申請者から委託申請の取り下げや委託要件を満たしていないなどの理由により、当該申請について委託しないことを決定した場合は、委託申請審査システム上で「却下」の処理を行うこととする。

理事長通達第6条第2項

- ・同時申請が行われた場合に理事長通達同条第1項の要件を全て満たしていると認めるときに運輸支局長等に対して行う通知は、委託申請審査システムを通じた当該申請の「承認」をもってこれに替えるものとする。

理事長通達第6条第3項

- ・同時申請が行われ運輸支局長等からの委託申請審査システムを通じた審査結果が共有された場合、同条第1項(1)ウに該当する者として取り扱うものとする。なお、検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けようとする申請にあつては、その他適切な方法により運輸支局長等へ問い合わせることとする。

理事長通達第8条

- ・検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けようとする申請がなされ、これを「承認」したときは、委託申請審査システムにて「通知」を行うとともに、申請者に対してポータルサイトに登録されたメールアドレスに委託書を添付したメールを送付するものとする。なお、委託書に記載する固有の委託番号は、委託申請審査システムより自動的に払い出される番号とする。
- ・既に運輸支局長等より特定記録等事務の委託を受けている者又は既に特定変更記録事務の委託を受けている者から申請があつた場合において、これを「承認」したときは、委託申請審査システムを通じて当該記録等事務代行者に申請内容を反映した委託書を交付するものとする。
- ・委託書の交付は、申請を受理した日から概ね30日程度で行うものとする。

理事長通達第13条

- ・特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の13の規定による事業場の位置を変更しようとするときは、概ね30日前までにポータルサイトを通じて申請を行うものとする。
- ・変更申請があつたときは、理事長通達第5条第2項、第3項、第6条第1項(2)、(3)、(4)及び第2項に準じて処理を行うものとする。
- ・変更申請を承認したときは、委託申請審査システムに内容を登録し、当該記録等事務代行者に変更承認書を交付するものとする。

理事長通達第14条

- ・特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の14の規定による変更をしようとするときは、概ね7日前までにポータルサイトを通じて届出を行うものとする。
- ・当該届出を受理した場合は、申請者に対し、委託申請審査システムを通じて、ポータルサイトに登録されたメールアドレスに当該届出内容を反映した委託書を交付するものとする。

理事長通達第15条

- ・ 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の15の規定による委託業務の廃止をしようとするときは、概ね7日前までにポータルサイトを通じて届出を行うものとする。なお、当該届出には委託業務の廃止日を入力するものとする。
- ・ 検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けている記録等事務代行者から当該届出を受理した場合は、届出者に対し、委託申請審査システムを通じて、ポータルサイトに登録されたメールアドレスに当該届出を受理した旨のメールを送付するものとする。
- ・ 検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けている特定記録等事務代行者が入力した委託業務の廃止日が到来したことをもって、当該特定記録等事務代行者が記録等事務代行アプリを使用することができないよう委託申請審査システムにおいて所要の措置を講じるものとする。

(附 則)

理事長通達第12条関係

- ・ 手続きをオンライン化するまでの間は、検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けている記録等事務代行者から施行規則第49条の13の規定による変更の申請があり承認したとき、第49条の14の規定による変更の届出があったとき、第49条の15の規定による廃止の届出があったとき又は第49条の16の規定による委託の解除を行ったときは、理事長通達第12条第2項及び第3項の規定を達成するために、申請、届出又は解除を行った特定記録等事務代行者の記録を国土交通省へ提出するものとする。

2022 軽検検第 196 号

令和 4 年 12 月 28 日

各 事 務 所 長 殿

各 支 所 長 殿

各 分 室 長 殿

検 査 部 長

特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る
「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について

令和 5 年 1 月以降の委託申請等については、「特定記録等事務代行等委託要領」（令和 4 年 5 月 20 日付け 2022 軽検検第 74 号、以下「理事長通達」という。）における「特定記録等事務」について別添のとおり運用することとするので、留意されたい。

なお、令和 5 年 1 月 4 日以降に提出される委託申請については本通達によるものとするが、令和 5 年 1 月 4 日までに提出された郵送等オンライン以外の方法による申請で手続きが完了に至っていないもの及び令和 5 年 1 月時点においてオンライン化していない手続きについては当分の間「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」（令和 4 年 5 月 20 日付け 2022 軽検検第 75 号、以下「書面申請通達」という。）によることとする。

また、当該運用については、国土交通省自動車局整備課長、日本行政書士会連合会会長、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長、一般社団法人日本自動車販売協会連合会会長及び一般社団法人全国軽自動車協会連合会会長あて、別紙のとおり通知したので申し添える。

国土交通省自動車局整備課長 殿

軽自動車検査協会検査部長
(公印省略)

特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る
「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について

令和 5 年 1 月以降の委託申請等については、「特定記録等事務代行等委託要領」（令和 4 年 5 月 20 日付け 2022 軽検検第 74 号、以下「理事長通達」という。）における「特定記録等事務」について別添のとおり運用することとしましたので、報告いたします。

なお、令和 5 年 1 月 4 日以降に提出される委託申請については本通達によるものとしますが、令和 5 年 1 月 4 日までに提出された郵送等オンライン以外の方法による申請で手続きが完了に至っていないもの及び令和 5 年 1 月時点においてオンライン化していない手続きについては当分の間「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」（令和 4 年 5 月 20 日付け 2022 軽検検第 75 号、以下「書面申請通達」という。）によることとします。

また、当該運用につきましては、各事務所長、各支所長及び各分室長並びに関係団体に別紙のとおり通知していることを申し添えます。